

# 青森県報

第二千八百十五号

平成十九年  
八月六日  
(月曜日)

## 目 次

### 訓 令

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令……………(団体経営改善課)……………一

### 告 示

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課)……………一

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港・漁場整備課)……………二

公共測量の実施……………(監理課)……………二

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(三八地域)……………三

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(東青地域)……………三

右 同……………(西北地域)……………三

右 同……………(上北地域)……………三

### 公安委員会

警備員指導教育責任者講習(特例措置講習)の実施……………(生活安全課)……………四

### 雑 報

平成十八年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十九年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要領……………(新産業都市建設事業団)……………五

## 訓 令

青森県訓令第四十五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

青森県農林水産業協同組合等検査規程(平成十二年三月青森県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「子会社等」の下に、「森林組合法第百十條第二項に規定する子会社等」を加え、「第百二十二條第三項に規定する子会社」を「第百二十二條第二項に規定する子法人等」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 告 示

## 示

青森県告示第五百八十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九條第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一條第一号の規定により公示する。

平成十九年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 かば	指定障害福祉サービス 業 者	主たる事務所 の所在地	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉サービス を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
	十和田市西二 二番町二の二 一 社団法人十和 田 労働福祉会館内				

青森県告示第五百八十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年一月十五日免許した公有水面の埋立について、同法第二十二條第一項の規定により、平成十九年七月二十七日次のとおり埋立に關する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の關係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで蓬田村役場に備え置いて閱覽に供される。

平成十九年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦三三六の四一から六の地先公有水面

2 区域

次の 地点から 地点までを順次に直線で結んだ線及び 地点と 地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦三三六の四一に設置された三等三角点（瀬

辺地）（北緯四一度〇四分一秒、東経一四〇度三四分五二秒）から一

二六度二五分四一六・二二メートルの地点

の地点 の地点から八〇度五五分二五・八メートルの地点

の地点 の地点から一七〇度五四分七〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から八〇度五四分一一・二〇メートルの地点

の地点 の地点から一七〇度五四分八四・五〇メートルの地点

の地点 の地点から二六〇度五四分二二・四二メートルの地点

の地点 の地点から一八度二四分一六・四〇メートルの地点

の地点 の地点から九度五七分二一・一六メートルの地点

の地点 の地点から三五〇度二一分六〇・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一一度三六分四二・七六メートルの地点

3 面積

一五、〇〇三・四六平方メートル

青森県告示第五百八十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

弘前市

二 測量の種類

公共測量（道路台帳平面図作成）

三 測量の期間

平成十九年六月二十二日から同年十月三十一日まで

四 測量の地域

弘前市西部

青森県告示第五百八十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 称 階上 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五番地 長 根 繁 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四番地 一 畑 中 清 二 三戸郡階上町大字道仏字沢前戸三八番地 二 小 西 博 美	期 間 平成十九年 八月六日か ら 同 月 二十 日 まで 場 所 階上漁業 協同組合

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社国土社
- 二 代表者の氏名 齋藤 一志

- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字藤沢字竹達一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一六）第二〇四八号
- 五 取消年月日 平成十九年七月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年七月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社熊谷組
- 二 氏名 熊谷 謙三
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜一〇八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一五〇八号
- 五 取消年月日 平成十九年七月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年七月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 漆館園芸
- 二 代表者の氏名 漆館 キサ
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字滝沢字道ノ北一五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第五〇〇三三二号
- 五 取消年月日 平成十九年七月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十九年七月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 公安委員会

青森県公安委員会告示第八十二号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年国家公安委員会規則第十八号) 附則第二条の規定に基づき、警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号) による改正前の警備業法第十一条の第三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者に対する警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号、以下「講習規則」という。)第二条の規定により公示する。

平成十九年八月六日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る特例措置講習(以下「二号特例措置講習」という。)	平成十九年九月二十六日(水)から同月二十八日(金)までの三日間	午前九時から午後四時まで
法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習(以下「一号特例措置講習」という。)	平成十九年十月九日(火)から同月十二日(金)までの四日間	午前九時から午後四時五十五分まで

二 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

- 1 二号特例措置講習 五十人(予定)
- 2 一号特例措置講習 五十人(予定)

四 受講対象者

旧資格者証を有する者

五 受講申込みの手続き

- 1 受講申込みの受付期間等
- (一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
二号特例措置講習	平成十九年八月二十日(月)から同月二十四日(金)までの間	午前九時から午後五時までの間
一号特例措置講習	平成十九年九月三日(月)から同月七日(金)までの間	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通に、旧資格者証の写しを添付すること。

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

(一) 二号特例措置講習 一万四千元

(二) 一号特例措置講習 二万三千元

六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一―内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

雑 報

青森県事業団公告第三号

平成十九年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第百七十五回定例会の議を経た平成十八年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十九年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要

領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成十九年八月六日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

## 平成18年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

## 歳入

款	項	子算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	子算現額と収入済額との比較	
1 分負担金及び金	1 負担金	8,412,000 円	8,412,000 円	8,412,000 円	0 円	0 円	0 円	
		8,412,000	8,412,000	8,412,000	0	0	0	
		1 負担金	8,412,000	8,412,000	0	0	0	
2 財産収入	1 財産運用収入	121,000	121,686	121,686	0	0	686	
		121,000	121,686	121,686	0	0	686	
3 繰入金	1 繰入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	
		1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	
4 繰越金	1 繰越金	30,675,000	30,675,296	30,675,296	0	0	296	
		30,675,000	30,675,296	30,675,296	0	0	296	
5 諸収入	1 預金利子	20,143,000	20,225,695	20,225,695	0	0	82,695	
		20,143,000	20,225,695	20,225,695	0	0	82,695	
		1 預金利子	1,000	23,665	23,665	0	0	22,665
		1,000	23,665	23,665	0	0	22,665	
2 会館管理収入	2 会館管理収入	20,142,000	20,142,000	20,142,000	0	0	0	
		20,142,000	20,142,000	20,142,000	0	0	0	
		20,142,000	20,142,000	20,142,000	0	0	0	
3 雑収入	3 雑収入	0	60,030	60,030	0	0	60,030	
		0	60,030	60,030	0	0	60,030	
歳入合計		60,351,000	60,434,677	60,434,677	0	0	83,677	

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 事業団費		60,351,000 円	35,727,635 円	0 円	24,623,365 円	24,623,365 円
	1 事業団運営費	60,351,000	35,727,635	0	24,623,365	24,623,365
歳 出	合 計	60,351,000	35,727,635	0	24,623,365	24,623,365

歳入歳出差引残額 24,707,042円

平成18年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 事業収入		18,912,000 円	18,904,493 円	18,904,493 円	0 円	0 円	△7,507 円
	1 臨海収入	12,754,000	12,746,671	12,746,671	0	0	△7,329
	2 市川収入	6,154,000	6,154,871	6,154,871	0	0	871
	3 百石収入	4,000	2,951	2,951	0	0	△1,049
歳 入	合 計	18,912,000	18,904,493	18,904,493	0	0	△7,507

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業支出		18,912,000 円	18,885,374 円	0 円	26,626 円	26,626 円
	1 臨海事業費	12,754,000	12,731,374	0	22,626	22,626
	2 市川事業費	6,154,000	6,154,000	0	0	0
	3 百石事業費	4,000	0	0	4,000	4,000
歳出	合計	18,912,000	18,885,374	0	26,626	26,626

歳入歳出差引残額 19, 119 円

平成19年度青森県新産業都市建設事業団  
一般管理会計補正予算 (第 1 号)

平成19年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,011千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 1	千円 120	千円 121
	1 財産運用収入	1	120	121
3 繰入金		6,815	△5,815	1,000
	1 繰入金	6,815	△5,815	1,000
4 繰越金		1	24,706	24,707
	1 繰越金	1	24,707	24,707
歳入合計		34,082	19,011	53,093

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 34,082	千円 19,011	千円 53,093
	1 事業団運営費	34,082	19,011	53,093
歳出合計		34,082	19,011	53,093

